

# 手当のご案内

## 児童扶養手当

支給要件のいずれかに該当する児童が18歳に達する日以降の最初の3月31日(障がいがある場合は20歳未満)までの間、その児童を育てている親、または養育者に支給します。

### 支給要件

- 父母の離婚後、父または母と生計が別の児童
- 父または母が死亡した児童
- 父または母が重度障がいの状態の児童
- 父または母の生死が不明な児童
- 結婚しないで生まれた児童
- 父または母から1年以上遺棄されている児童
- 父または母が1年以上拘禁されている児童
- 父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
- 父母ともに不明な児童 など

※父または母が事実上の婚姻関係にあるときや、公的年金などを受けることができるとき、所得が一定額以上あるときなどは手当が支給されないことがあります

問合せ 子ども課子育て支援係 ☎3123

### 支給額(月額)

区分	全部支給	一部支給(所得に応じる)
子ども1人	43,070円	43,060円 ~ 10,160円
2人目の加算	10,170円	10,160円 ~ 5,090円
3人目以降の加算	6,100円	6,090円 ~ 3,050円

**受給中の人** 現況届を提出してください。該当する人には通知します

**受付期間** 土・日曜日、祝日を除く、8月1日(月)から31日(水)までの午前9時~午後5時15分

※月曜日は午後7時まで

**受付場所** 子ども課子育て支援係

※白沢・利根町在住の人は、8月15日(月)・16日(火)の午前9時から午後5時15分の期間、白沢・利根支所生活係でも手続きできます。

## 特別児童扶養手当

心身に障がいのある児童に支給します。

**支給要件** 心身に障がいのある20歳未満の児童を養育している父、母、または父母以外で養育している人

※障がいを支給事由とする年金を受ける、または児童福祉施設などに入所している児童を除く

### 支給額(月額)

障害の程度	金額
1級	52,400円
2級	34,900円

※4・8・11月の年3回、4カ月分を振り込み(受給資格者または扶養義務者の所得が一定額を超える場合は支給停止)

**受給中の人** 8月12日(金)から9月12日(月)までに所得状況届を提出。該当する人には通知します

**新たに申請する人** 認定請求書に所定の診断書と関係書類を添えて提出

**申込み・問合せ** 子ども課子育て支援係 ☎ 3125

## 特別障害者手当・障害児福祉手当

### 支給要件

**特別障害者手当** 在宅で著しく重度の障がいの状態にあるため、日常生活に常時特別の介護を必要とする20歳以上の人に支給します

※社会福祉施設に入所、または病院に3カ月を超えて入院している人を除く

**障害児福祉手当** 在宅で日常生活に常時介護を必要とする20歳未満の人に支給します

※障がいを支給事由とする年金を受けている、または社会福祉施設に入所している人を除く

### 支給額(月額)

区分	金額
特別障害者手当	27,300円
障害児福祉手当	14,850円

※2月、5月、8月、11月に前月分までの手当を支給(受給資格者または扶養義務者の所得が一定額を超える場合は支給停止)

**受給中の人** 8月9日(火)から9月9日(金)までに所得状況届を提出。該当する人には、通知を送付します

**新たに申請する人** 認定請求書に所定の診断書と関係書類を添えて提出

**申込み・問合せ** 社会福祉課障害福祉係 ☎3108